（略）		
138	テゼペルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
139	ロペグインターフェロン　アルファー２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2047、2049、2051及び2052
140	フェニル酪酸グリセロール（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1661から1664まで
141	デペモキマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441及び593

（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正）

第四条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
6	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	515から517まで及び520
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	403

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
6	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	515から517まで及び520